

公告第 766 号
令和 3 年 10 月 4 日

鈴与健康保険組合
理事長 佐藤博文



公 告

任意継続被保険者の標準報酬月額について、下記のとおり公告する。

記

1. 標準報酬月額 (等級) 360, 000円 (第25等級)
標準報酬日額 12, 000円
2. 算定根拠
令和3年9月末における全被保険者の同月標準報酬月額の平均額 (351, 001円) を適用する。
3. 適用年月日 令和4年4月1日
4. 適用方法
任意継続被保険者の従前の標準報酬月額 (等級) が、第25等級を超えるときは、上記標準報酬月額 (第25等級) を適用。
第25等級以下の時は、従前の標準報酬を適用する。

以上